

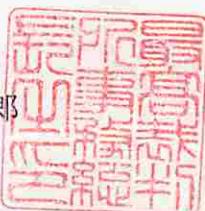
最高裁秘書第1634号

平成27年8月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎



司法行政文書開示通知書

平成27年7月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第1542号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

平成26年9月2日付け「投書への対応について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると特定の個人を識別することができることとなる情報（氏名）及び今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び同条第6号ニに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

| 局長 | 給与課長 | 任用課長 調査課長 | 参事官 () () | | 課長補佐 | 係長 | 係員 |
|----|------|--------------|----------------|--|------|----|----|
| 7 | | | | | | | |

(H26. 9. 2)

投書への対応について

投書者()から、投書があった。

